

(4) 需要数の推計方法

- ① 看護職員の必要数を施設ごとに推計する。
- ② 各施設における看護の質の向上や勤務環境の改善などを見込む。
 - ※ 短時間正規雇用職員及び非常勤職員については、需給見通しの策定に当たり、所定労働時間を基に常勤換算する。
 - ※ 各都道府県において需要数を積み上げて推計する場合に、未提出・未記入施設や抽出調査の推計に当たっては、提出・記入のあった全施設や抽出調査のあった全施設を積み上げた計数の伸び率を勘案して推計する。

(5) 供給数の推計方法

都道府県が推計するものとする。

なお、算定式は次のとおりとする。

年当初就業者数 + 新卒就業者数 + 再就業者数 - 退職等による減少数

- ※ 常勤及び非常勤の実人員を把握する。なお、同様に、短時間正規雇用職員及び非常勤職員については、需給見通しの策定に当たり、所定労働時間を基に常勤換算する。
- ※ 「年当初の就業者数」は、本実態調査の就業者数（6/1 現在）、同年実施の医療監視又は県で把握している従事者数とする。
- ※ 「新卒就業者数」は、県内新卒に県外からの新卒転入者数を加えた数とする。
 - 県内新卒：卒業見込数に県内就職率を乗じた数
 - 新卒転入者：年当初就業者数に新卒転入者率を乗じた数
- ※ 「再就業者数」は、年当初就業者数に再就業率を乗じた数とする。
 - 再就業率：本実態調査の再就業者の実績又は各都道府県ナースセンターの就職率
- ※ 「退職者数」は、年当初就業者数に退職者率を乗じた数とする。
 - 退職者率：本実態調査の退職者の実績

(6) 見通し期間

平成23年から平成27年までとする（5年間）。

(7) 都道府県の需給見通し結果報告期限

平成21年9月から、各都道府県において調査に着手し、平成22年1月中旬までに集計のうえ、厚生労働省に提出する。

3 各都道府県の調査方法

(1) 実態調査の実施方法

各調査対象施設に調査票を送付し、各施設が現状及び今後の経営方針を踏まえて記入したものの集計を踏まえ、都道府県が取りまとめる。